三重県医師修学資金貸与制度の概要　令和元年度版

医療保健部地域医療推進課

（１）対象者

・三重県出身の医学部医学科学生（１年生から６年生）
・医学部の所在地は、県内に限らず県外も対象とします

（２）貸与額

・入学初年度（大学１年生）　1,517,800 円
・次年度以降（大学２年生から６年生まで）　各年度　1,235,800 円
（参考：入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計　7,696,800 円）

（３）返還免除条件

医学部を卒業後、医師として９年間（うち１年間は、医師不足地域等）、県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除します

	初期研修	県内病院勤務
時　期	卒後1･2年	卒後3年目～9年目（※2）
場　所	県内研修病院（※1）	三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラム（※3）に基づき、医師不足地域の医療機関を含む複数の県内医療機関（※4）で勤務

※１　県内にある国が定める臨床研修病院で修了すること。
※２　専門研修プログラムに基づき県外で勤務する場合は、２年間以内でかつ正規の研修期間の１／２以内であれば中断を認める。
専攻する診療科の事情等により、やむを得ない場合には、２年超の中断についても個別に協議する。
※３　初期臨床研修修了後から、県内複数の医療機関をローテーションしながら、実践力を身に付けるプログラム。三重県地域医療支援センターがオーダーメイドで作成。
※４　県内医療機関
①　救急病院等
ア　救急告示病院
三重県内の救急告示病院で救急医療に関連する診療科〔内科系（一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど）、外科系（一般、消化器、小児など）、心臓血管、胸部、形成、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など〕の医師として勤務。
イ　小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設
②　へき地医療機関等
ア　へき地医療拠点病院及びへき地診療所
イ　県内の公立の医療機関のうち過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第2条第２項の規定により総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町又は同法第 33 条第２項の規定により過疎地域とみなされる区域に存するもの
③　①、②に準ずるものとして知事が認めるもの

（４）その他

申し込み頂いた方は三重県地域医療支援センターへ登録させていただき、卒業後のキャリアアップに関する情報提供、助言等の支援をいたします。